

社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> <sub>財団</sub> 東京都同胞援護会  
内部通報に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「本会」という。）における本会並びに職員、役員及び評議員についての法令等に違反する行為に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営を実践することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「法令等違反行為」とは、本会並びに職員、役員及び評議員による法令等に違反する行為又は本会が定める定款、各種規則、各種規程及び各種要綱（以下「定款等」という。）に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又は定款等の違反行為若しくはそのおそれのある行為をいう。

- 2 本規程において「職員」とは、本会の正規職員、再雇用職員、臨時職員（契約職員及び時給職員を含む。）及び派遣職員をいう。
- 3 本規程において「役員」とは、本会理事及び監事をいう。
- 4 本規程において「通報」とは、本会並びに職員、役員及び評議員による通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。
- 5 本規程において「公益通報」とは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号（以下「法」という。））第2条第1項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を持つ行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む。
- 6 本規程において「内部公益通報」とは、通報のうち法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいい、次項に定める受付窓口への通報が公益通報となる場合だけでなく、職制上の指揮命令系統への報告が公益通報とな

る場合も含む。

- 7 本規程において「受付窓口」とは、本会において第4条第1項に定める通報又は相談を部門横断的に受け付ける窓口をいい、受付窓口に対する通報を「内部通報」という。
- 8 本規程において「公益通報対応業務」とは、法第11条第1項に定める「公益通報対応業務」をいい、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
- 9 本規程において「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。
- 10 本規程において「利用対象者」とは、受付窓口を利用できる者をいう。
- 11 本規程において「受付窓口利用者」とは、受付窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。
- 12 本規程において「対象事案」とは、受付窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。
- 13 本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- 14 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。
- 15 本規程において「受付窓口担当者」とは、受付窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。
- 16 本規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。
- 17 本規程において「処分等」とは、本会就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、本会が行うことができる一切の措置をいう。
- 18 本規程において「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱い、その他の一切の不利益な取扱いをいう。
- 19 本規程において「職制上の指揮命令系統」とは、本会理事長及び常務理事のほか、各々の本会職員にとっての上長(直属の上長に限られない。)をいう。
- 20 本規程において「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたも

のをいう。

## 第2章 内部通報の体制整備

(内部通報の体制整備)

第3条 本会内における通報に適切に対応するための体制は、理事長がこれを総括する。

- 2 常務理事及び総務部長は、理事長の指示に基づき、本規程に基づく体制の整備並びに職員、役員及び評議員に対する広報、定期的な研修、説明会その他適切な方法による周知徹底及び内部通報制度の運用の高度化に取り組むとともに、通報又は相談の受付から、それらへの対応を完了するまでの一連の業務を適切に管理する。
- 3 常務理事及び総務部長は、本規程に係る業務執行状況について、理事長に報告する。
- 4 事務局部長、施設長、病院事務長及び事業局局長を法令等遵守担当者とする。法令等遵守担当者は、常務理事の指示に基づき法令等違反行為の有無の調査を行うとともに、是正措置等の実行、通報に関する秘密の保持、本件窓口利用者又は調査協力者に対する不利益な取扱いの防止等に取り組む。

(窓口及び利用対象者)

第4条 本会は、次の各号に定める受付窓口を設置する。

- (1) 総務部（以下「総務部窓口」という。）
- (2) 監事（以下「監事窓口」という。）
- 2 総務部窓口は全ての通報対象行為を受け付けるものとし、監事窓口は役員、評議員、昭島病院院長及び副院長（以下「院長等」という。）、事務局企画部長、総務部長、施設部長及び昭島病院事務長（以下「部長等」という。）に関係する通報対象行為を受け付ける。ただし、監事に関係する通報対象行為については総務部窓口において受け付けるものとする。
- 3 総務部窓口において役員、評議員、院長等及び部長等に関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行う。

4 受付窓口において内部公益通報を受ける次の各号に定める者は、本規程により従事者として指定される。なお、本会は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(1) 総務部長

(2) 監事

5 利用対象者は、職員、役員及び評議員並びにそれらであった者とする。

6 利用対象者は、職制上の指揮命令系統に対して通報できるが、当該通報の有無にかかわらず、受付窓口を利用することができる。

7 利用対象者は、匿名であっても受付窓口を利用することができる。

8 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも受付窓口を利用することができる。

(通報又は相談の方法)

第5条 受付窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談とし、受付窓口ごとの利用方法は別に定める。ただし、当該利用方法以外により 通報又は相談が行われた場合であっても、受付窓口が利用されたものとして取り扱うことができる。

(範囲外共有の防止を含めた情報管理)

第6条 受付窓口利用者からの通報又は相談により得た情報は、本会が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

2 調査協力者から得た情報は、本会が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

(調査)

第7条 受付窓口に通報された対象事案については、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施しなければならない。

2 受付窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する総務部に所属する者は、本規程により従事者として指定される。なお、本会は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

3 次の各号に定める対象事案以外に関する調査は、総務部が行う。ただし、常務理事は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する部門の長若しくは法令等遵守担当者や対象事案に対する権限を所管する部門等、総務部以外にも調査を行わせることができる。

(1) 監事窓口に通報された対象事案

(2) 第4条第3項に定める協議を経て監事が調査を行うこととなった対象事案

4 常務理事は、前項ただし書に基づき総務部による対象事案の調査を行う者に対して受付窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

5 常務理事より調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、総務部に報告する。

6 第3項各号に定める対象事案に関する調査は、監事が行う。但し、監事は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、監事以外にも調査を行わせることができる。

7 監事は、前項ただし書に基づき監事による対象事案の調査を行う者に対して受付窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

8 本条に定める対象事案に関する調査を行う際に外部の専門家を活用する場合には、当該対象事案について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない専門家を活用しなければならない。

(是正措置等)

第8条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は常務理事若しくは当該法令等違反行為に関連する部門の法令等遵守担当者は、速やかに是正措置等を講じなければならない。この場合において、役員又は評議員が関係することが認められた対象事案のときは、監事に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。

2 総務部長又は監事は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又

は実行する者に対して受付窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

- 3 調査の結果、役員、評議員、院長等、部長等が関与する法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長又は常務理事は、是正措置等を講じるのに先立ち、是正措置等の内容について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない外部の専門家の意見を求めなければならない。
- 4 理事長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(記録)

第9条 本会は、受付窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後10年間保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

### 第3章 窓口への通報又は相談に関する職員、役員及び評議員の責務等

(協力義務)

第10条 職員、役員及び評議員は、対象事案であるか否かにかかわらず、調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。また、調査を妨害してはならない。

(窓口利用者等の保護)

第11条 職員、役員及び評議員は、受付窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 職員、役員及び評議員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(探索の禁止)

第12条 職員、役員及び評議員は、受付窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第13条 職員、役員及び評議員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 職員、役員及び評議員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(利益相反の回避)

第14条 職員、役員及び評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

(1) 法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者  
(被通報者に限らない。)

(2) 受付窓口利用者又は被通報者と親族関係にある者

(3) その他、公正な対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害しうる者

2 職員、役員及び評議員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、前項各号のいずれにも該当しないことを確認するものとし、前項各号のいずれかに該当する場合には、総務部による調査事案の場合は総務部長に対し、監事による調査事案の場合は監事に対し、報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた総務部長又は監事は、当該職員、役員及び評議員の対象事案への対応の関与可否を判断する。

4 受付窓口担当者は、自らが第1項各号のいずれかに該当する通報又は相談を受け付けた場合には、他の受付窓口担当者に引き継がなければならない。

(通知等)

第15条 受付窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、受付窓口利用

者に対して、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても受付窓口利用者が通報又は相談をした日から20日以内に通知しなければならない。

- 2 受付窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、受付窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の進捗状況について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知しなければならない。
- 3 受付窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、受付窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。
- 4 受付窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、受付窓口利用者に対して、第11条第1項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。
- 5 調査担当者は、対象事案に関する調査の完了後、必要に応じ、調査協力者に対して、第11条第2項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

(職制上の指揮命令系統における通報者等の保護等)

第16条 職員、役員及び評議員は、職制上の指揮命令系統に対して通報又は相談を行った者に対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 職員、役員及び評議員は、職制上の指揮命令系統への通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 職制上の指揮命令系統に対して行われた通報又は相談についても、本会は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、職員、役員及び評議員は、前二項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱う。

(本会以外に公益通報を行った者の保護等)

第17条 職員、役員及び評議員は、法第3条第2号及び第3号並びに法第6条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 職員、役員及び評議員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を本会が認めた範囲以外に共有しないものとする。

#### 第4章 通報又は相談を行う者の責務等

(不正の目的による通報又は相談の禁止等)

第18条 職員、役員及び評議員は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

2 職員、役員及び評議員は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならず、虚偽を述べてはならない。

3 前二項に違反している可能性が高いと認められる場合には、本規程の定めにかかわらず、本会は、前二項の違反の有無を調査することができる。

(留意事項)

第19条 受付窓口又は職制上の指揮命令系統に対して通報又は相談した職員、役員及び評議員は、通報又は相談した情報が広まるほど自らが不利益な取扱いを受ける可能性が高まることを踏まえて、当該情報の管理に留意するよう努めなければならない。

2 調査に協力した職員、役員及び評議員は、調査に関する情報が広まるほど自ら及び前項に定める職員、役員及び評議員が不利益な取扱いを受ける可能性が高まることを踏まえて、当該情報の管理に留意しなければならない。

#### 第5章 処分等・評価

(処分等)

第20条 本規程の違反行為が明らかになった場合には、本会は、当該行為を行った職員、役員及び評議員に対して適切な処分等を課さなければならない。

2 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、本会は、当該法令等違反行為に関与した職員、役員及び評議員に対して適切な処分等を課さなければならない。

(自主的な通報の取扱い)

第21条 法令等違反行為に関与した職員、役員及び評議員が自主的に受付窓口又は職制上の指揮命令系統に対して通報した場合や調査に協力した場合には、本会は、処分等を減免することがある。

(救済・回復等)

第22条 本規程の違反行為(第6条及び第11条の違反行為を含むが、これらに限られない。)が明らかになった場合には、本会は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

(通報に対する評価)

第23条 理事長は、重大な法令等違反行為の発見及び是正に寄与した受付窓口利用者、調査協力者に対して、積極的な評価を行うものとする。また、本規程の適切な運用を通じて第1条に定める目的のために重要な貢献をした受付窓口担当者及び調査担当者についても同様とする。

## 第6章 その他

(周知・研修)

第24条 常務理事は、理事長を含む全ての職員、役員及び評議員に対して、本件窓口の周知並びに本規程の遵守及び公益通報者保護法の理解を促すため、定期的に教育及び研修を行うものとする。

2 常務理事は、個人情報等の保護に配慮した上で、受付窓口の運用実績について職員、役員及び評議員に対して周知するものとする。

3 常務理事は、受付窓口担当者及び調査担当者に加え、それらの担当者となる

可能性の高い職員及び役員に対して、本規程の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び研修を行うものとする。

(本規程に基づく体制の整備、運用及び改善)

第25条 理事長は、利用対象者の利便性を高めるため、利用対象者の意見を聴取した上で、本規程に基づく体制の整備、運用及びその改善に努めるものとする。

2 常務理事は、理事長及び監事に対して、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について四半期ごとに報告しなければならない。

3 理事長は、本規程に基づく体制の整備及び運用状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

4 理事長は、本規程に基づく体制の整備及び運用実績の概要等について、必要に応じて本会内外に対して説明するよう努めるものとする。

(ホームページへの掲載)

第26条 本会ホームページに本規程による本会における内部通報の仕組みについて常時掲載しておくものとする。

(所管)

第27条 本規程の所管は、総務部とする。

(改廃)

第28条 本規程の改廃は、理事会決議の上、かつ監事全員の同意を得なければならない。

附則

この規程は、令和6年9月10日から施行する。